

社会福祉法人大阪市城東区社会福祉協議会 物品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人大阪市城東区社会福祉協議会（以下「区社協」という）が所有する備品の貸出について必要な事項を定め目的とする。

(貸出範囲)

第2条 区内で活動する団体であって福祉活動及びボランティア活動等で使用する場合は区社協事業に支障のない範囲で貸出する。ただし次のいずれかに該当する場合は利用できないものとする。

- (ア) 使用目的が営利目的の場合
- (イ) 目的外に使用する場合
- (ウ) 宗教活動での使用
- (エ) 参加者間で金銭や物品のやり取り等を伴う場合

(借用申請)

第3条 備品の借用を希望する者（以下「申請者」という）は、借用しようとする前日までに備品借用申請書を社協に提出しなければならない。なお、申請は利用しようとする前月の1日午前9時から申請できるものとし、1日が平日でない場合は翌平日とする。また、午前9時の時点で申請者が複数ある場合は抽選で決定する。

(利用料)

第4条 利用料は無料とする。

(運搬)

第5条 備品の運搬は申請者が行うものとする。

(使用責任)

第6条 備品使用の際は安全に努め使用するものとし、使用時に使用者及び第三者に損害を与えた場合は、申請者がその一切の責任を負うものとする。また、備品の紛失および、故意に備品を破損させた場合は申請者が弁償するものとする。

(返却)

第7条 申請者は使用后、備品の点検及び清掃を行い速やかに返却しなければならない。また、返却時には使用状況について区社協に報告しなければならない。

(利用の中止)

第8条 備品の故障等により安全に使用できないと区社協が判断した場合は、事前に借用申請があった場合でも貸出の中止ができるものとする。また、その際の申請者への補償は行わないものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成30年7月1日から定めるものとする。

この要綱は、平成30年10月1日から定めるものとする。